

安八町告示第96号

安八町職員措置請求に係る監査結果について

令和元年6月12日付で提出された住民監査請求書〔安八町職員措置請求書（以下「請求書」という。）〕について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第4項に基づき、監査した結果を下記のとおり公表する。

令和元年6月28日

安八町監査委員 清 伸二



記

第1 監査の請求

1 請求人



2 請求書の受付

令和元年6月12日

3 請求の趣旨

請求人から提出された請求の趣旨及び事実を証する書面等は次のとおりである。
なお、請求の趣旨については原文のまま記載する。

監査委員は、安八町長に対し、平成30年5月28日、町村議会議長研修会の折のタクシー代の1,290円を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告せよ。

(添付書類)

本件に係る事実証明として、次の書類が提出された。

1. 平成30年度 支出負担行為決議書兼支出命令書
2. 平成30年度 証拠書類貼付台紙
3. 令和元年5月20日付 安総第1416号 情報公開請求却下通知書
4. 令和元年5月20日付 安総第1417号 情報公開請求却下通知書
5. 令和元年5月20日付 安総第1418号 情報公開請求却下通知書
6. 伺い 支出命令の取り消しについて

(平成27年度 大垣土木事務所との懇親会費)

7. 伺い 支出命令の取り消しについて

(平成28年度 大垣土木事務所との懇親会費)

8. 伺い 平成29年度一般会計予算執行における議会費の⑭使用料及び賃借料(タクシー代)の戻入れについて(戻入れ金額175,250円)(添付書類)

第2 請求の受理

監査の実施にあたり、本件請求は、所定の形式要件は具備しているが、法第242条の要件に適合しているかどうかを慎重に判断する必要があったため、令和元年6月13日に清伸二監査委員並びに大平文雄監査委員出席のもとに審査を行った結果、これを受理した。

第3 監査委員の判断 [法第242条の要件による判断]

住民監査請求は、法第242条の規定に基づき、町長や町職員等の違法・不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、住民が直接その是正や防止、損害の補填を求めて監査委員に監査を請求する制度である。

本件請求で請求人は、平成30年5月28日、町村議会議長研修会の折のタクシー代の1,290円を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告することを請求している。

このことから、本件請求は、財務会計行為を対象とした住民監査請求の要件を満たしていると判断し、監査を実施することとした。

第4 監査委員の除斥

本件請求における請求の趣旨は、第1 監査の請求 / 3 請求の趣旨のとおりである。

大平文雄監査委員においては、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の従事する業務に直接の利害関係があることから、法第199条の2の規定により本件監査から除斥した。

第5 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第6項の規定に基づき、令和元年6月25日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を設けたが、令和元年6月20日に欠席の連絡があったため陳述は実施しなかった。

また、同期日に新たな証拠の提出もなかった。

2 監査の実施

(1) 監査対象事項

法第242条の規定に基づき、本請求の趣旨のとおり公金の支出が違法若しくは不当であり、かつ、監査委員の判断がされた日において安八町に損害が現実に発生していたのか否かについて、令和元年6月25日に監査を実施した。

(2) 監査対象課

監査対象課を総務課とし、必要な資料の提出を受けるとともに関係職員から事情を聴取した。

第6 事実関係の確認

1 監査対象事項について

関係課（職員）からの事情聴取、関係資料の調査及び確認の結果、関連する事項を含め次の事項を確認した。

- (1) 平成30年3月19日付 岐町村議第81号「平成30年度町村議会議長・副議長研修会の開催について（案内）」が、平成30年3月20日付で岐阜県町村議会議長会 会長から安八町議会議長（以下「議長」という。）に送達された。
- (2) (1) の内容は、「平成30年度町村議会議長・副議長研修会（以下「研修会」という。）受講希望者報告書、研修会開催要領、研修会日程（案）」であった。
- (3) 平成30年4月19日付 西南町議第3号「研修会について」が、平成30年4月20日付で西南濃町村議会議長会 会長から議長に送達された。
- (4) (3) の内容は、「1 日程／平成30年5月28日（月）12：30～17：00 「東京国際フォーラム」（東京都千代田区丸の内3丁目5-1）、（中略）」であった。
- (5) 議長は、安八町議会の代表としてさらに見識を深めるために、研修会に出席した。
なお、研修会への移動手段についてだが、安八町役場から岐阜羽島駅までは議会事務局が公用車で送り、その後は、新幹線（岐阜羽島駅→東京駅）を使用した。
- (6) 研修会の内容については、「町村議会議員の議員報酬のあり方（中間報告）」、「町村議会のあり方に関する研究会報告書について」、そして、事例発表として

「長崎県小値賀町、福岡県大刀洗町、徳島県那賀町の議会の取り組みについて」であった。

(7) 議長は、(6) と併せて、時間の許す限り研修会の出席者らと、それぞれの立場で意見交換をした。

(8) 議長は、研修会終了後、帰町した。

なお、移動手段は新幹線（東京駅→岐阜羽島駅）を使用した。

(9) (8) により議長が岐阜羽島駅に到着した時は、大幅に職員の就業時刻が過ぎており公用車を使用できなかったことから、岐阜羽島駅から安八町役場（安八町氷取）までの区間（1,290円）でタクシーを使用した。

第7 判断に当たっての関係法令等について

1 法第2条第14項

地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果をあげるようにしなければならない旨が規定されている。

2 法第232条第1項

地方公共団体は、その事務を処理するために必要な経費を支弁するものである旨が規定されている。

3 地方財政法第4条第1項

地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最小の限度を超えて、これを支出してはならない旨が規定されている。

4 地方公務員法第3条第3項第1号

特別職に属する地方公務員について、就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職である旨が規定されている。

5 法第103条第1項

普通地方公共団体の議会は、議員の中から議長及び副議長1人を選挙しなければならない旨が規定されている。

6 法第104条

普通地方公共団体の議会の議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理し、議会を代表する旨が規定されている。

第8 監査の結果

本件請求については、次のように決定した。

本件請求で請求人は、「議会議長は町民の代表である議員を代表して、町村議会

議長研修会に出席しているはずであり、公費を使用する以上はこれらの書類を作成し、会の内容や結果を記録し、これらの情報を今後さまざまな議会運営に活用できる状態にしておかなければならないことは言うまでもない。月日が経ち、議長のこの会の内容の記憶が曖昧となってしまったら、本件の会が全くムダな支出となってしまう。また、本件タクシー支出の添付書類には、どこからどこまでタクシーを使用したのか添付されておらず、公金の支出に関して疑義が持たれるものである。公金の支出に際して疑義が持たれるものであれば、「伺い 平成29年度一般会計予算執行における議会費の⑭使用料及び賃借料(タクシー代)の戻入れについて」と同様に戻入れがされなければならないものである。」と主張している。

本件監査では、第6 事実関係の確認/1 監査対象事項について/(4)の公務性について検討することとした。

はじめに、地方公共団体が公金を支出するにあたっては、財政運営を健全に維持するために、第7 判断に当たっての関係法令等について/1、2、3のとおりである。

次に、議会議員の身分については、第7 判断に当たっての関係法令等について/4のとおりであり、議長については、同/5及び6のとおりである。

本件についてこれをみるに、地方公務員法の規定に基づき特別職の地方公務員である議長が研修会へ出席する目的は、第6 事実関係の確認/1 監査対象事項について/(5)及び(7)のとおりであり、その経緯については、同/(1)、(2)、(3)、(4)のとおりであった。

そして、その研修会の詳細については、第6 事実関係の確認/1 監査対象事項について/(6)のとおりであった。

これらのことを 第7 判断に当たっての関係法令等について/6に当てはめてみるに、地方公共団体の議会が、執行機関による行政の適正さや有効性を評価し、監視・統制していく役目を適切に務めていくためには、その代表である議長の見識を深めることは必要不可欠であり、これによって、安八町的意思を決定する機関である安八町議会の役割を果たすことにつながるものであると考える。

したがって、研修会への出席は、「若者や子どもたちをやさしく包摂するまちづくり」を将来像とする安八町のまちづくりのために、安八町議会の役割に資するものであることがいえ、そうであるから研修会への出席は、安八町議会の代表である議長の職務の範囲内であり、公務と認められる。

以上のことから、本件請求で請求人が主張する、第6 事実関係の確認/1 監査対象事項について/(8)、(9)に係る公金の支出については、本件請求は公務と認められる研修会への出席に付随して支出されたものであり、かつタクシーを使用した理由にも一定の理解ができることから、町に損害を与えるものでないと判断した。

併せて、請求人は、請求書中、請求の理由2及び3を理由として同4を請求しているが、監査にて客観的事実と整合し、その信用性を覆す事情がない場合には、手

控えや記憶を根拠として事実を認定することに差し支えないものと判断した。
よって、請求人の主張には理由がないと判断し、これを棄却する。

第9 監査委員の意見

なし。